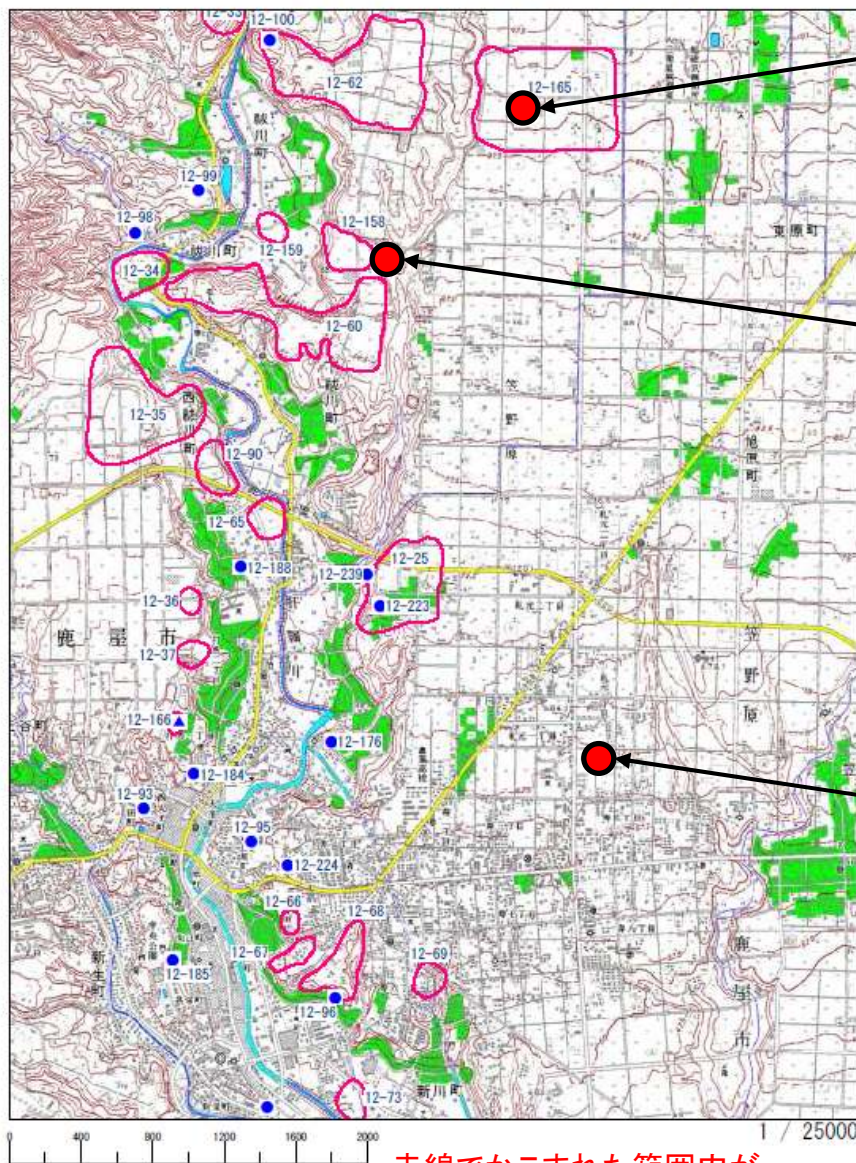


鹿屋市遺跡分布図



赤線でかこまれた範囲内が遺跡になります

① 周知の埋蔵文化財包蔵地内の開発行為のため、文化財保護法第93条第1項の届出が必要になり、工事着工前に試掘・確認調査等が必要になります。

② 周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接しているため、埋蔵文化財の出土する可能性が非常に高い。よって、建物の基礎工事や浄化槽施工時に工事立会を実施しますので、工事の一週間程度前までに教育委員会文化課と日程調整を行ってください。なお、工事面積が大規模の場合などは、試掘調査を実施することもあります。

③ 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していないため工事着工しても構いません。しかし、埋蔵文化財は地中に埋まっているもののため、工事途中発見した場合は現状を変更することなく速やかに教育委員会文化へ届け出てください。また、文化財保護法第96条第1項の届出を行わなければなりません。